

平成29年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人 だんのさと
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成30年1月25日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取市福祉部高齢社会課 事業者管理係 現担当課：鳥取市福祉部地域福祉課 指導監査室

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>貴法人役員等報酬規程第3条の常勤役員等の報酬等の算定方法について、報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとするとなっているが、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において決定している規定等の支給基準に準じて支給するというだけの規定は、どのような算定過程から具体的な報酬額が決定されるのかを第三者が理解することは困難であり、法人として説明責任を果たすことができないため、認められない。ついては、規則第2条の42により、支給の基準においては、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるとなっているため、報酬、賞与及び退職手当について算定方法等基準を設定し、追加整備を図ること。(規則第2条の42、経営組織の見直しについて第6章(5))</p>	<p>平成30年3月19日開催の法人理事会において、支給基準や算定基準、支給方法等を明確にした規則の変更を行った。</p> <p>これを平成30年度の定時評議員会の議案として提出し、承認され次第運用を行う。</p>
2	<p>貸借対照表において、固定負債に設備資金借入金の計上があるが、流動負債において1年以内返済予定設備資金の計上がなされていない。ついては、社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱い6(会計基準省令第26条第1項関係)の資産及び負債の流動と固定資産の区分により、貸</p>	<p>平成29年度決算で振替を行い、平成30年度より指摘の通りに処理を行う。</p>

<p>付金、借入金等の経常的な取引以外の取引によって発生した債権債務のうち、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金又は支払の期限が到来するものは流動資産又は流動負債に属するものとなっているので記載すること。(運用上の取扱い6、会計基準省令第26条第1項関係)</p>	
--	--